

## 事案一覧表

諮問いたしたい事案

### ○事案の種類

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定

### ○指定する地域

道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき北海道運輸局長が定める営業区域の「札幌交通圏」、関東運輸局長が定める営業区域の「京浜交通圏」、北陸信越運輸局長が定める営業区域の「長野交通圏」、「金沢交通圏」、近畿運輸局長が定める営業区域の「大阪市域交通圏」、中国運輸局長が定める営業区域の「倉敷交通圏」、九州運輸局長が定める営業区域の「福岡交通圏」、「北九州交通圏」、「長崎交通圏」、「宮崎交通圏」、「鹿児島市」

### ○期間

平成27年8月1日から平成30年7月31日まで

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| ○特定地域の指定基準の概要               | 4  |
| ○札幌交通圏における特定地域指定基準への適合状況    | 5  |
| ○札幌交通圏のタクシー事業の現状            | 6  |
| ○札幌交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会からの報告 | 13 |
| ○京浜交通圏における特定地域指定基準への適合状況    | 14 |
| ○京浜交通圏のタクシー事業の現状            | 15 |
| ○京浜交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会からの報告 | 22 |
| ○長野交通圏における特定地域指定基準への適合状況    | 23 |
| ○長野交通圏のタクシー事業の現状            | 24 |
| ○長野交通圏準特定地域協議会からの報告         | 31 |
| ○金沢交通圏における特定地域指定基準への適合状況    | 32 |
| ○金沢交通圏のタクシー事業の現状            | 33 |
| ○金沢交通圏準特定地域協議会からの報告         | 40 |
| ○大阪市域交通圏における特定地域指定基準への適合状況  | 41 |
| ○大阪市域交通圏のタクシー事業の現状          | 42 |
| ○大阪市域交通圏タクシー準特定地域協議会からの報告   | 49 |
| ○倉敷交通圏における特定地域指定基準への適合状況    | 50 |
| ○倉敷交通圏のタクシー事業の現状            | 51 |
| ○倉敷交通圏タクシー準特定地域協議会からの報告     | 58 |

|                           |     |
|---------------------------|-----|
| ○福岡交通圏における特定地域指定基準への適合状況  | 59  |
| ○福岡交通圏のタクシー事業の現状          | 60  |
| ○福岡交通圏タクシー準特定地域協議会からの報告   | 67  |
| ○北九州交通圏における特定地域指定基準への適合状況 | 68  |
| ○北九州交通圏のタクシー事業の現状         | 69  |
| ○北九州交通圏タクシー準特定地域協議会からの報告  | 76  |
| ○長崎交通圏における特定地域指定基準への適合状況  | 77  |
| ○長崎交通圏のタクシー事業の現状          | 78  |
| ○長崎交通圏タクシー準特定地域協議会からの報告   | 85  |
| ○宮崎交通圏における特定地域指定基準への適合状況  | 86  |
| ○宮崎交通圏のタクシー事業の現状          | 87  |
| ○宮崎交通圏タクシー準特定地域協議会からの報告   | 94  |
| ○鹿児島市における特定地域指定基準への適合状況   | 95  |
| ○鹿児島市のタクシー事業の現状           | 96  |
| ○鹿児島市タクシー準特定地域協議会からの報告    | 103 |

## 特定地域の指定基準の概要

以下の指標に該当する場合に特定地域として指定（(5)については、いずれかに該当すること。ただし、日車營收が平成13年度より増加している場合には指定しない）

### (1) 車両の稼働効率の指標

実働実車率（＝実働率×実車率）が平成13年度と比較して10%以上減少していること

### (2) 事業者の収支状況の指標

赤字事業者の車両数シェアが1/2以上であること、又は赤字事業者の車両数シェアが1/3以上であって、前年度と比較して10ポイント以上増加していること

### (3) 流し営業の指標

人口30万人以上の都市を含む営業区域であること

### (4) 地域の需要動向の指標

総実車キロが前年度と比較して5%以上増加していないこと

#### ① 運転者の賃金水準に関する指標

日車營收又は日車実車キロが平成13年度と比較して10%以上減少していること

#### (5) ② 事業運営の適正性の指標

走行100万キロ当たりの法令違反の件数の直近5年間の平均値が、全国の平均値を上回っていること

#### ③ 安全性の指標

走行100万キロ当たりの事故の発生件数の直近5年間の平均値が、全国の平均値を上回っていること

### (6) 地域・利用者の意向

利用者の意向も踏まえた上で協議会の同意を得ること